

教職課程の基準に関するワーキンググループ（第 1 回）主な意見

（総論）

- このワーキングでは、中教審の諮問にあるような免許制度の大きな改革を前提とするのか、それとも現行の制度を前提とした議論を行うのかの整理が必要。
- 今後の教員の在り方や免許制度の在り方のような、教員養成部会で議論していく大きな射程の問題と、年内にどこをどう変えるのかを詰めていく議論とを整理することが必要。
- 今後求められる教員や教員養成とはどういうものか、ということと、大学のガバナンスをどのようにしていくのか、という 2 つの観点の議論があり、それを整理して議論することが必要。
- 地域でどれだけの良質の教員を確保しなければならないのかということ踏まえた上で、教員養成をどう変えていくのかという視点が必要。

（教職課程を設置する基本的な組織単位、学部等連携課程）

- 教職課程を設置する組織単位の問題は、教職課程の責任主体がどこかという問題と関連する。組織単位を学部や大学全体とすることにより、免許の相当性をどう担保するか、教職課程の責任主体をどう考えるかも検討が必要である。一方で、教職課程の質を高めるという観点では、大学が持つ資源を教員養成にフル活用するというのは、必要なこと。その両者の兼ね合いが必要。
- 現在の課程認定基準では、学科等の組織が基本的な単位となっている。一方で、教職課程を全学的に統括する仕組みを置くことが平成 27 年の中教審答申で提言されていたり、設置基準改正により学部等連携課程の設置を可能にするという動きがある。全学的な教職課程の運営や学部等間の連携が指向されている一方で、現在の課程認定は学科等が基礎になっているので、両者が連動する形で検討する方が質の向上にもつながる。

（授業科目の共通開設）

- 中学校の教職専門科目については、現行の基準でも教員養成を主たる目的とする学部と一般学部の間で共通開設が行われていることからすれば、両学部での教職専門科目の学位プログラム上の位置付けの違いがあっても、もう少し広く共通開設を認めていくことも可能ではないか。
- より質の高い教職課程を目指すという観点からは、教育学部の科目を他学科の学生が履修することが適当であり、教科専門についてはその逆もありうるのではないか。

- 教員は小学校と中学校をまたがって異動することがあるため、両方の免許を取得させたいのが大学としてのニーズであるが、共通開設が制限されているところが検討課題ではないか。
- 教職課程を履修する学生は、履修する科目が多くなってくるとキャップ制との関係で問題が出てくることになる。
- 小学校と中学校の免許を両方取得するには単位修得の負担が大きいため、その負担を軽減することが学びの深化にとっては適当である。小学校の教職課程と中学校の教職課程では、可能な限り一緒に取れる科目があった方がいいが、その一方で、専門性が異なると思われるものもあるので、その仕分けが必要。
- 現行では幼・小と中・高の課程認定の手続きがかなり違っており、共通開設も制約されている。小学校教員に対する高い教科専門性や中学校や高等学校教員に対する生徒指導等への対応が求められてきていることを踏まえれば、幼・小と中・高を区分して別のものとして位置付けるのがいいのかは検討が必要。
- 教科専門科目については、例えば、教育学部の学生が、単に授業科目が類似しているからというだけで理学部の科目を履修すれば良いというものではなく、教員養成の専門科目として適当なものとは何かという検討が必要。
- 学部の枠を超えて教員養成の科目を履修するというのは、ある程度の成果が上がると考えられるが、学位プログラムから教科専門科目の体系を独立させていくことになるので、中・高の教科専門科目に必要なコアカリキュラム的な内容が必要になってくると考えられる。
- 幼稚園と小学校免許の間にも違いがあり、その点についても検討が必要。
- 現在は、例えば、教育学部と一般学部を設置する大学においては、教育学部の教員は教育学部の教職課程を担当し、一般学部の教職課程は全学教職センターや一般学部の担当教員が実施している。教育学部と一般学部との間の共通開設の垣根を外した場合、教育学部の教員が全学部の教職課程の科目をすべて担当するようになることが予想される。この場合、一般学部の教職課程への関心が薄れていくことが懸念される。授業科目の共通開設の拡大に伴い、大学全体で責任を持って運営する仕組みの検討も必要。

(専任教員の配置)

- 各教科の指導法の専任教員について、小学校、中学校・高校の教職課程のそれぞれで質の高い教員を確保するのは課題になっている。